平成 23 年 9 月 1 日

各 位

会 社 名　明治機械株式会社
代表者名　代表取締役社長 高橋 豊三郎
（コード:6334 東証第二部）
問合せ先　総務部長 高工 弘
（TEL. 03－5295－3511）

行使価額修正条項付第 1 回新株予約権（MS ワラント）の取得及び消却に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 8 月 31 日開催の取締役会において、平成 21 年 10 月 6 日に発行いたしました明治機械株式会社第 1 回新株予約権（MS ワラント）の全てを取得し消却することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 取得及び消却の対象となる新株予約権

(1)	新株予約権の名称	明治機械株式会社第 1 回新株予約権
(2)	取得及び消却する発行新株予約権数	162 個
(3)	取得価額	新株予約権 1 個当たり 15,804 円（発行価額と同額）
(4)	取得先	Brillance Hedge Fund（ブリランス・ヘッジ・ファンド）
(5)	取得日及び消却日	平成 23 年 8 月 31 日
(6)	消却後に残存する新株予約権の個数	0 個

2. 新株予約権の取得及び消却を行う理由

当社は、平成 21 年 10 月 6 日付で Brillance Hedge Fund に対し、第 1 回新株予約権を発行いたしております。当社の株価が下限行使価額（310 円）を大幅に下回っている状態が継続しており、本新株予約権の行使がなされておりません。

上記及び今後の本新株予約権の行使における当社株式の希薄化等の状況を踏まえ、当社内部及び Brillance Hedge Fund と協議を重ねた結果、平成 23 年 8 月 31 日をもって、契約当事者間の合意により、当社が第 1 回新株予約権の全てを取得し同時に消却することを、平成 23 年 8 月 31 日開催の当社取締役会にて決議いたしました。

3. 今後の見通し

第 1 回新株予約権の取得及び消却が当社の業績に与える影響は軽微であります。